

| | | |
|-------------|-------------|------------------------|
| 交渉情報 | NO.5 | 信越支社郵便事業本部 オペレーション部 |
| JP労組 信越地方本部 | 2013年9月30日 | 添付資料:97枚 |

平成25年度年末年始業務運行推進の 基本方針・要綱の提示について

信越支社郵便事業本部オペレーション部は、本日（9月30日）「平成25年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱の提示」について地方本部に説明してきました。

※ 概要については交渉情報 NO, 2 と同様のものです。

支社資料は、A3サイズで「平成25年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱（2ページ）」、「平成25年度年末年始期におけるゆうパックの取扱い（2ページ）」、「平成25年度年末年始期における年賀郵便物の取扱い（2ページ半）」及び「平成25年度コストの低減（半ページ）」により構成されています。

また、補足資料として別添（支社資料2）業務及び要員配置の計画の記載事項等が添付されています。

前年度の年末年始オペレーションの推進（骨子）における**概要**は、① 年賀郵便物は引受物数が対前年3.3%減少する中、元日配達物数についても対前年2.2%の減少となった。② ゆうパックについては、全体的に安定したオペレーションを確保した。③ 元日に支店で受け付けた申告は対前年6.1%減少したが、お客さまサービス相談センターで受け付けた支店関係の苦情が17件あり、より一層の品質向上が必要である。④ 今年度はお客さまの需要を維持・拡大するため「品質向上」に取り組み、品質の維持・向上に必要なコストは見込んだ上で、効率的な集中処理、区分機の最大限の活用、適正な要員配置等による「**単年度黒字を達成**」するための**コスト低減**に取り組むとしています。

以下に平成25年度の特徴点を記載しますが、ほぼ昨年同様の施策を踏襲した考え方が示されています。詳細については別紙支社資料を参照願います。

重点推進事項として、① 推進体制の早期確立、② 元日配達物数の増加、③ 品質の向上、④ 犯罪事故の防止・接遇マナーの向上の4点が示されています。

1. 基本方針として

ゆうパック

(1) 確実な結束の確保、(2) 品質の確保、(3) コストの低減、

年賀郵便物

(1) 品質の向上 (2) コストの低減が記されています。

2、 **共通事項**では、年末年始期間中に必要な業務及び要員配置計画について、自支店の状況を踏まえた上で、要員配置計画は10月31日(木)までに業務運行計画は11月5日(火)までに策定するとしています。

3. **残留点検**については、追加残留点検実施日を設定してあります

4. **年末年始において特に留意する事項**

安全対策については休憩・休息をしっかりと確保したうえでの業務運行となるよう要請致しました。

平成25年度 年末年始期におけるゆうパックの取扱い (P, 3)

平成25年度 年末年始期における年賀郵便物の取扱い (P, 5～6) については支社資料でご確認ください

(1) 年賀カラー管理による先後処理については、従前どうり二段階のカラー管理による先後処理を徹底するとしています。

(2) 戸別組立及び事故処理100%実施日は12月24日(火)又は25日(水)を信越独自日とし全国統一日は12月26日(木)及び30日(月)としています。

(3) 正社員等による配達(外務短期アルバイト0施策)については、① 事前準備や通区訓練が不要、② 誤配達等の郵便事故の減少による品質向上や対応に関する時間削減、③ 交通事故防止、④ 突発欠務や帰店の遅延等による不安・対応が不要など、の利点があります。この外務短期アルバイトの労働力を内務へシフトすることにより、社員年賀を推進していくとしています。

(4) 区分機稼働計画は昨年と同様で、ア 年賀差立処理が第一順位、イ 当日の午前中までに到着した年賀を当日中に外務交付、ウ 到着物数により区分機処理を2パスと配達区分の割合で調整、の順位付けとなります。

事故犯罪の防止の防止に向けた取組み事項

(1) 多くは通年的に取組まれているものです、年賀はがきの誤組立の防止について

は昨年同様、戸別組立を終えた年賀郵便物で、点検済のものは「青色」の輪ゴムを掛けますが、配達原簿に「注意」、「誤配」、「新規」のある世帯においては点検後「赤色」の輪ゴムを掛け注意喚起を行なうとしています。

- (2) 特に業務が輻輳する時節のため、交通事故防止及び労働災害については、訓練・指導を含め、万全を期すとしています。
- (3) 残留点検については追加残留点検日を実施し11月25日(月)
12月2日(月)、12月20日(金)、12月27日(金)、1月7日(火)を対象日と致します。

その他

改めて説明のあるもの

- (1) 年末年始の窓口開設
- (2) 冬期増区
- (3) 輸送計画
- (4) 借入施設の設置
- (5) ゆうパックの委託配達
- (6) 全社員年賀の展開について

【意思疎通スケジュール等について】

昨日、支社から「平成25年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱」について非公式説明を受けました。

今後、10月1日(火)正午までに支部意見を集約し、10月2日(水)に地本要求書を提出する予定です。その後、地方段階での整理を10月15日(火)までに行なう予定です。よって、職場段階では地方整理以降、11月15日(金)までに分会要求書の提出と合わせ単局窓口及び職場推進委員会を終了し、遅くとも11月29日(金)までには業務研究会等による社員周知を終了のこととします。

(支社資料ー平成25年度年繁交渉(案)スケジュール参照)

- 1 平成25年度年末年始業務運行推進計画の非公式説明
9月24日(火)
- 2 平成25年度年末年始業務運行推進計画の正式説明
9月30日(月)
- 3 地本意見表明と最終整理
10月2日(水)～10月15日(火)
- 4 支店段階(分会要求書の提出及び単局窓口並びに職場推進委員会)
10月18日(金)～11月15日(金)
- 5 社員周知・業務研究会等

職場推進委員会終了後 ～11月29日（金）

※ 推進計画に対する地本の意見表明については、10月2日（水）を予定しています。
地本交渉に関する支部意見については、その有無に係わらず10月1日（火）正午までにメール、FAX等で質問・意見をお願いします。（無ければ「無し」で報告願います）

本文書及び今後周知する地本要求と最終整理内容については、必ず、分会役員の手に届くよう支部対応をお願いします。なお、詳細については、郵便交渉担当者会議で説明します。